



修業年限および学位

修業年限および在学年限は下記のとおりです。在学年限を超えて在学することはできません。

	国際文化研究科 国際教育文化専攻 国際地域文化専攻	経済情報研究科 経済情報専攻	
		博士課程（前期）	博士課程（後期）
学位	修士（国際文化）	修士（経済）	博士（経済情報）
修業年限	2 年	2 年	3 年
在学年限	4 年	4 年	6 年

長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生となることを希望する場合に、計画的な履修を認める制度です。（社会人特別選抜試験により入学した学生に限ります。）

希望する場合は、各大学院事務室までお問合せください。

大学院 国際文化研究科

国際教育文化専攻
国際地域文化専攻

大学院 国際文化研究科

国際教育文化専攻

国際地域文化専攻

大学院 経済情報研究科

経済情報専攻

博士課程(前期)

博士課程(後期)



履修要項

(1) 修了のための必要条件

修了要件

2年以上在学し、各専攻で定める授業科目の内から30単位以上を修得し、かつ修士論文作成等に必要な研究指導（以下「研究指導」）を受けた上で、修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定課題研究報告書等の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

(2) 授業科目の履修方法

1. 単位制

国際教育文化専攻及び国際地域文化専攻のいずれの専攻においても、講義と演習と実験・実習及び実技を含む講義の区分を設けており、それぞれの単位数が定められています。

授業科目の単位は大学院規則第16条に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して次の基準により単位を計算するものとします。

- a 講義については、原則として15時間の授業をもって1単位とします。
- b 演習については、原則として30時間の授業をもって1単位とします。
- c 実験・実習及び実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とします。
- d 1授業科目について、講義、演習、実験・実習及び実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、別に定める時間をもって1単位とします。

2. 履修方法

◇国際教育文化専攻

国際教育研究分野から講義1科目2単位以上、教育文化研究分野から講義1科目2単位以上、研究指導分野4科目4単位を含め、合計30単位以上を修得しなければなりません。

なお、国際地域文化専攻で修得した単位は、10単位を限度として上記の30単位に含めることができます。

◇国際地域文化専攻

アメリカ文化・中国文化・日本文化の各研究分野から講義1科目2単位以上の計6単位以上、研究指導分野4科目4単位を含め、合計30単位以上を修得しなければなりません。

なお、国際教育文化専攻で修得した単位は、10単位を限度として上記の30単位に含めることができます。

3. 履修登録

<履修登録とは>

本大学院では、受講する科目を履修要覧・時間割表・シラバス（授業計画）を参考に自分で選択して登録します。

修了要件、教員免許状に関する科目など多くの項目に分かれていますので、履修要覧をよく読み、登録作業を行ってください。

なお、この登録作業を怠ると単位未認定等の不利益が生じ、それにより正規の年数での修了が不可能になる場合もありますので十分注意してください。

〈登録方法〉

本学の履修登録システム（UNIVERSAL PASSPORT）で登録作業を行ってください。
登録作業についての詳細は学期始めのオリエンテーション時に説明します。

〈登録期間〉

履修登録は、前・後期の始めに行います。必ず期間内に登録を終えてください。

（３）研究指導

①研究指導教育職員（以下「研究指導教員」という）の決定

- a) 学生は、入学願書提出の際に収集した情報、入学後提供された情報、開講授業の聴講及び大学院担当教員との相談などに基づき、研究課題を定め、研究指導教員を１名選んで授業開始後１週間以内に、「研究課題・研究指導教員希望調査書」に記入の上、大学院事務室へ届け出てください。
- b) 研究科委員会は、学生からの申し出を受け、研究課題を考慮の上、研究指導教員の仮決定をします。
- c) 学生は、仮決定の指導教員との相談及び指導を受けて、研究課題の指導に最も適した教員を選び、当該教員の内諾を得た後、５月１０日までに「修士論文等題目・研究指導教員決定報告書」に記入の上、大学院事務室へ届け出てください。
- d) 研究科委員会は、学生の届け出を受けて５月末までに研究指導教員を決定し、学生に通知します。

②指導

- a) 「修士論文の主題及び内容」又は「特定の課題についての研究の成果内容（以下「特定課題研究報告書等」という）」は、各専攻の目的及び人材養成の考え方に則って、所属する専攻に基づき、国際教育文化もしくは国際地域文化に関するものに限るものとします。
なお、特定課題研究の内容は、以下のいずれかとします。
 - （１）学生教育ボランティアなどの実務経験に基づいた内容の研究
 - （２）各教科指導における理論的又は実務的内容の研究
 - （３）指導教員に許可されたテーマの実務経験又は実務的内容の研究
- b) 研究指導は原則として各専攻において、専攻所属の学生毎に１名以上の研究指導教員が担当します。
- c) １年次から２年次にかけて、研究指導教員による「課題研究法Ⅰ～Ⅳ」を履修し、あらかじめ定めた研究指導の時間において研究主題・研究方法に関する指導を受けながら修士論文又は特定課題研究報告書等の作成をします。なお、研究指導は必ず受けなければなりません。
- d) 研究指導は、研究指導教員による個別な指導の外に、各種の研究発表会において専攻や研究科教員全員によって行われることがあります。

（４）修士論文又は特定課題研究報告書等の提出及び最終試験

①修士論文又は特定課題研究の中間発表会を次の日あるいは期間に行います。

１年次の中間発表会を１２月の第１水曜日に行います。この後、岐阜聖徳学園大学学位規程に基づき、「修士論文又は特定課題研究報告書等作成計画書」を１２月の第３水曜日までに、研究指導教員の承認を得て大学院事務室へ提出しなければなりません。それ以降、修士論文等の研究内容の変更は認められません。

２年次の中間発表会を１０月の第４水曜日に行います。

なお、修士論文等のレジュメを2年次の6月30日（当日が休日の場合はその翌日）までに大学院事務室に提出しなければなりません。

②修士論文又は特定課題研究報告書等の審査を求める者は「修士論文又は特定課題研究報告書等審査申請書」を修士論文等とともに大学院事務室へ提出しなければなりません。

③修士論文又は特定課題研究報告書等は、修士論文等提出年度の1月15日（当日が休日の場合はその翌日）午後4時までに、大学院事務室へ直接提出しなければなりません。

なお、前期修了予定者は、修士論文等提出年度の6月30日（当日が休日の場合はその翌日）午後4時までに修士論文又は特定課題研究報告書等を直接大学院事務室へ提出しなければなりません。

このことは、学位規程第6条3項により「前期末までに修了の要件を満たした場合は、学位記の授与は前期末とすることができる。」という一項によります。

④修士論文又は特定課題研究報告書等は、日本語又は外国語により執筆し、仮綴した正本1部及び副本2部と要旨（4,000字程度）3通を添えて提出しなければなりません。

⑤修士論文又は特定課題研究報告書等を外国語によって執筆する者は、論文要旨も外国語により作成できますが、その場合は日本語による訳文を添えて提出しなければなりません。

⑥修士論文又は特定課題研究報告書等の審査には、研究指導教員（審査委員主査）を含む3名の教員からなる研究科委員会で選任された審査委員があたり、これら修士論文等の審査は提出年度の2月20日までに終了します。

なお、前期修了予定者については、修士論文等の審査は提出年度の8月30日までに終了します。

⑦成績の評価は、修士論文又は特定課題研究テーマに関する十分な概括がなされ、更に、同テーマの今後の展開が合理的に論じられているか否かを基準とし、合格又は不合格で表します。

合格した修士論文又は特定課題研究報告書等は、製本の上、保存用として1部を3月10日までに大学院事務室へ提出しなければなりません。なお、前期修了予定者の修士論文又は特定課題研究報告書等の提出は、製本の上、9月15日までに大学院事務室へ提出するものとします。

⑧最終試験は、修士論文又は特定課題研究報告書等の審査委員により、口頭又は筆記によって行います。試験は、本研究科の目的達成にふさわしい研鑽がなされているかを修士論文又は特定課題研究を中心として、これに関連ある科目について行います。なお、修士論文・特定課題研究発表会には、審査委員が立ち会い審査し、最終試験の一部とみなします。

⑨修士論文又は特定課題研究報告書等の様式は、別に指示します。

（５）修士論文又は特定課題研究報告書等の審査基準

①修士課程修了基準

修士論文又は特定課題研究等のテーマとした研究の意義、目的、手法、結果を正しく理解し、それを論理的にまとめ、わかりやすく発表する能力を持つこと。

②審査基準

1. 修士論文・特定課題研究報告書等及び発表の評価

研究や成果に加え、取り組んだ研究課題や方法について良く理解できているか、目的達成に向けて十分な努力をはらったか、将来の「発展性」が見込まれるかに重点を置いて評価を行う。特定課題研究の審査は、特定課題研究報告書等で記述された成果の独自性や報告書等の内容が的確な考察に基づいているかに基づいて、手法、結果、議論の観点を評価するものとする。

〔論文・報告書等審査〕

1) 大学院学生が修士論文・特定課題研究報告書等を1月15日に提出した後、論文審査委員（主査と副査2名）を研究科委員会で決定する。

2) 審査委員は、個別項目評価について各5段階（3を標準とする）で、総合評価については可否で評価を行う。

A. 個別項目評価

- a) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確である
- b) 手法：目的達成のための手法の理解が十分である
- c) 結果：研究結果の記載（文、式、図、表）が十分かつ適切である
- d) 議論：得られた結果の解釈が論理的で明確である
- e) 引用：過去の関連する研究の評価や引用が適切である
- f) 到達：得られた成果の科学的到達度が高い
- g) その他：研究の将来性、展望の広さ、独創性がある

B. 論文審査における総合評価

修士課程修了：合・否

〔発表審査〕

- 1) 発表時間 10 分、質疑応答 10 分で行う。（発表時間が超過した場合は 20 分で打ち切る）
- 2) 審査委員立ち会いの下に審査を行い、個別項目評価を念頭に置き総合評価については合否で評価を行う。

A. 個別項目評価

- a) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確である
- b) 手法：用いた原理・手法を充分よく理解している
- c) 結果：結果の説明が明確で適切である
- d) 議論：結果の解釈が論理的で明確である
- e) 質疑応答：質問に対して的確に答えている
- f) 到達：得られた成果の科学的到達度が高い
- g) その他：研究の将来性、展望の広さ、独創性がある

B. 発表審査における総合評価

修士課程修了：合・否

〔最終試験〕

- 1) 審査委員により口頭試問を行う。
- 2) 審査委員は、個別項目評価について各 5 段階（3 を標準とする）で、総合評価については合否で評価を行う。

A. 個別項目評価

- a) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確である
- b) 手法：目的達成のための手法の理解が十分である
- c) 結果：研究結果の記載（文、式、図、表）が十分かつ適切である
- d) 議論：得られた結果の解釈が論理的で明確である
- e) 質疑応答：質問に対して的確に答えている
- f) 到達：得られた成果の科学的到達度が高い
- g) その他：研究の将来性、展望の広さ、独創性がある

B. 総合評価

修士課程修了：合・否

2. 最終的試験評価と合否判定

- 1) 修士課程修了の合否判定は、論文審査又は特定課題研究報告書等の審査と発表審査と最終試験の総合評価で行う。
- 2) 修士論文又は特定課題研究報告書等の成績評価は各審査・試験の個別評価項目結果を基に行う。

(6) 修士論文又は特定課題研究報告書等の研究指導年間スケジュール

1 年次	行事・申請書等提出	研究指導
4 月	・新入学生オリエンテーション ・履修登録 ・前期授業開始 ・研究課題・研究指導教員希望調査書提出	「課題研究法Ⅰ」における研究 ・問題意識とテーマ設定について検討 ・論文作成に向けて参考文献・資料の読み込み ・研究指導を希望する教員との面談
5 月	・修士論文等題目・研究指導教員決定報告書提出	
7 月	・前期定期試験	
9 月	・後期オリエンテーション ・履修登録 ・後期授業開始	「課題研究法Ⅱ」における研究 ・論文作成に向けて参考文献・資料の読み込み ・論文作成に向けたテーマ設定と論文構成 ・中間発表会に向けての要旨・発表用資料作成 ・中間発表会での質疑応答を踏まえた研究内容の見直し
10 月	・2 年生修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表会の補助（第 4 水曜日）	
11 月	・1 年生修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表会レジュメ作成・提出（発表会 1 週間前）	
12 月	・1 年生修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表会（第 1 水曜日） ・修士論文又は特定課題研究報告書等作成計画書提出（第 3 水曜日まで）	
1 月	・後期定期試験	
2 月	・2 年生修士論文又は特定課題研究報告書等最終発表会の補助	
3 月	・卒業式 ・2 年次前期オリエンテーション	

2 年次	行事・申請書等提出	研究指導
4 月	・履修登録 ・前期授業開始	「課題研究法Ⅲ」における研究 ・修士論文等作成に向けての作成工程と年間スケジュールの決定 ・1 年次中間発表を踏まえた研究進捗状況の報告とレジュメ提出用資料作成
6 月	・レジュメ提出（6 月 30 日）	
7 月	・前期定期試験	
9 月	・後期オリエンテーション ・履修登録 ・後期授業開始	「課題研究法Ⅳ」における研究 ・中間発表会に向けての要旨・発表用資料作成 ・論文の最終チェック ・論文の完成 ・最終発表に向けての要旨・発表用資料作成 ・最終試験に向けての要旨・発表用資料作成
10 月	・2 年生修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表会レジュメ作成・提出（発表会 1 週間前） ・2 年生修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表会（第 4 水曜日）	
12 月	・1 年生修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表会の補助（第 1 水曜日）	
1 月	・修士論文又は特定課題研究報告書等審査申請書とともに、修士論文又は特定課題研究報告書等仮綴り（正本 1 部・副本 2 部）及び要旨（3 通）提出（1 月 15 日午後 4 時まで） ・後期定期試験 ・2 年生修士論文又は特定課題研究報告書等の発表会レジュメ作成・提出（発表会 1 週間前）	
2 月	・2 年生修士論文又は特定課題研究報告書等最終発表会 ・最終試験（口頭試験）	
3 月	・卒業式	

※ 1 長期履修学生については、別に指示します。

※ 2 各種申請様式については、「学位論文審査申請の手引き【特定課題研究報告書等を含む】」を参照してください。

※ 2. 学校における予防すべき感染症による出席停止について

体調の悪い場合や発熱など感染症にかかっているおそれのあるときは、速やかに受診してください。学校における予防すべき感染症（学校感染症）と診断された場合は、出席停止となりますので、保健室に電話にて連絡してください。（定期テスト期間は必ず大学院事務室にも連絡のこと。）治癒後、以下に示す『学校における予防すべき感染症 一覧』を確認し、必要書類をそろえて、出席停止期間終了後、速やかに保健室に提出してください。

ただし、出席停止期間が長期にわたる場合は、保健室に連絡してください。

<必要書類について>

1. 一覧の 2～9 の疾患については A 表に診療明細書または検査結果を添えて提出する。
2. 一覧の 1 と 10～19 の疾患については B 表または療養期間が明記された診断書を提出する。

* A 表・B 表は大学 HP（保健室）からダウンロードしてください。

【学校における予防すべき感染症 一覧】

		対象疾病	必要書類	出席停止期間の基準
第1種	1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	B 表	治癒するまで
	2	インフルエンザ * 特定鳥インフルエンザを除く	A 表	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（発症日は 0 日とする）
第2種	3	新型コロナウイルス感染症	A 表	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 1 日を経過するまで（発症日は 0 日とする）
	4	百日咳	A 表	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	5	麻疹	A 表	解熱した後、3 日を経過するまで
	6	流行性耳下腺炎	A 表	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	7	風疹	A 表	発疹が消失するまで
	8	水痘	A 表	発疹が痂皮化するまで
	9	咽頭結膜熱	A 表	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	10	結核	B 表	感染のおそれなくなるまで
第3種	11	髄膜炎菌性髄膜炎	B 表	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	12	コレラ	B 表	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	13	細菌性赤痢	B 表	
	14	腸管出血性大腸菌感染症	B 表	
	15	腸チフス	B 表	
	16	パラチフス	B 表	
	17	流行性角結膜炎	B 表	
	18	急性出血性結膜炎	B 表	
	下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの			
	19	その他の伝染病【溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎・流行性下痢嘔吐症・疥癬（角化型）・伝染性単核球症	B 表	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

アタマジラミ・伝染性軟属腫（水いぼ）・伝染性膿痂疹（とびひ）は出席停止になりません。

大学院

経済情報研究科

経済情報専攻

博士課程（前期）

博士課程（後期）

大学院 国際文化研究科

国際教育文化専攻

国際地域文化専攻

大学院 経済情報研究科

経済情報専攻

博士課程（前期）

博士課程（後期）

履修要項

博士課程（前期）

（１）修了要件

博士課程（前期）を修了するには、下記①～⑤の条件を満たす必要があります。

- ① 2年以上在学すること。但し、在学期間については、大学院規則第18条の2『入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮』に該当する場合のみ、1年を超えない範囲で在学期間の短縮が認められます。
- ② 経済情報専攻で定める授業科目から研究指導に関連する演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ（修士論文又は特定課題研究報告書等の作成の指導を含む）の8単位を含む30単位以上修得すること。
- ③ 演習Ⅲの履修年次、修士論文又は特定課題研究の成果報告として、修士論文と同等内容の報告書等（以下「特定課題研究報告書等」という。）の中間発表審査（9月）及び最終発表審査（2月）を受け合格すること。
- ④ 修士論文又は特定課題研究報告書等を提出し、審査に合格すること。
- ⑤ ③・④を含む最終試験に合格すること。

（２）授業科目の履修方法

1. 単位制

大学院の授業科目は、5つの講義区分（講義・演習・実験・実習・実技）に分かれています。

単位数は大学院規則第16条に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して次の基準により単位を計算します。

- ・ 講義・・・・・・・・原則、15時間の授業をもって1単位とします。
- ・ 演習・・・・・・・・原則、15時間の授業をもって1単位とします。
- ・ 実験・実習・実技・・原則、45時間の授業をもって1単位とします。
- ・ 1授業科目2つ以上の方法の併用により行う場合は、別に定める時間をもって1単位とします。

※経済情報研究科では「講義」と「演習」の科目で構成されています。

2. 履修方法

- ① 社会情報分野、経営・ビジネス分野、応用経済分野の3分野と学際科目、共通教養科目から構成されています。
- ② 演習Ⅰ・Ⅱおよび講義科目は、原則、セメスター制で実施し、各科目2単位とします。
なお、修了要件「授業科目30単位以上の修得」のうち、8単位は演習科目である必要があります。必修2単位、指導教員の属する分野から講義科目12単位、異なる分野から講義科目8単位を含むことが望まれます。
- ③ 希望する分野と専攻履歴を参考に、修得すべき基礎科目を指導教員が下記科目群から指定します。

○基礎科目群

情報数理基礎論A・B、数値計算論A・B、高性能コンピューティング論A・B、ビジュアルコンピューティング論A・B、言語情報コンピューティング論A・B、マルチメディア通信論A・B、人工知能特論A・B、会計学特論A・B、国際経営特論A・B、環境経済特論A・B、マーケティング特論A・B、経営管理特論A・B、ファイナンス特論A・B、ミクロ経済学特論A・B、公共政策論A・B、国際経済論A・B、マクロ経済学特論A・B、地域経済特論A・B、行動経済学特論A・B

3. 履修登録

オリエンテーション時に説明します。

(3) 研究指導教員

1. 個人面談や研究計画書(概要)に基づき、4月中旬までに研究指導教員(以下「指導教員」という。指導教員が担当する『演習Ⅲ』を履修する。)を決定し通知します。
2. 指導教員が指導上必要と認める場合は、経済情報研究科教員のうち1名を副指導教員とすることができます。
3. 修士論文又は特定課題研究報告書等の指導は、『演習Ⅲ』で行います。

(4) 修士論文又は特定課題研究報告書等の提出及び評価

修士論文又は特定課題研究報告書等の提出および評価は下記のとおり行われます。

○提出するための条件

- ①博士課程(前期)の修了要件(30単位以上修得)を満たす見込みの者。
- ②修士論文又は特定課題研究報告書等の提出年度の9月30日(休日の場合は翌日)までに指導教員の承認を得て、修士論文又は特定課題研究報告書等作成計画書(題目届を含む)を大学院事務室へ提出していること。

1. 修士論文又は特定課題研究報告書等の提出

- 1) 経済情報研究科では修士論文の提出を原則としますが、研究科委員会において承認された場合は、特定課題研究報告書等の提出が認められます。
- 2) 修士論文又は特定課題研究報告書等は本文40,000字、60頁以上を目安とし、原則として申請者が日本語で執筆する必要があります。

なお、外国語(英語)で執筆する場合は日本語による訳文を添えるものとし、事前に指導教員の許可が必要となります。

- 3) 修士論文又は特定課題研究報告書等の様式は、別に指示します。
- 4) 修士論文又は特定課題研究報告書等の提出は、修士論文又は特定課題研究報告書等3部(正本1部及び副本2部)と要旨3部(200文字程度)を添えて、修士論文又は特定課題研究報告書等の提出年度の1月中旬までに大学院事務室に提出しなければなりません。

2. 修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表審査(9月開催)

修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表審査の可否は、発表テーマの学術的有意義性が十分な説得力をもって説明されたと認められるか否かの審査基準で判定されます。

修士論文又は特定課題研究報告書等の中間発表審査に合格した学生は、当該年度に開催される修士論文又は特定課題研究報告書等の最終発表審査及び修士論文又は特定課題研究報告書等の審査を受けることができます。

3. 修士論文又は特定課題研究報告書等の最終発表審査(2月開催)

修士論文又は特定課題研究報告書等の最終発表審査の可否は、指導教員を含む3名の当該研究関連分野の担当教員から成る審査委員が修士論文又は特定課題研究テーマに関する十分な検討を行い、同テーマについて今後の展開が合理的に論じられているか否かの審査基準で判定されます。その後、修士論文又は特定課題研究報告書等が審査されます。

なお、修士論文又は特定研究課題報告書等の最終発表審査を最終試験の一部とみなします。(口頭試問含む)

※最終発表会の1週間前までにレジュメ(PDFデータ)を大学院事務室に提出しなければなりません。

(5) 修士論文又は特定課題研究報告書等の審査基準

1. 修士論文審査基準

①博士課程（前期）修了基準

修士論文のテーマとした研究の意義、目的、手法、結果を、正しく理解し論理的にまとめ、分かりやすく発表する能力を持つこと。

②修士論文および発表の評価

研究や成果に加え、取り組んだ研究課題や方法について理解できているか、目的達成に向けて十分な努力がされたか、将来の「発展性」が見込まれるかに重点を置いて評価を行います。

※修士論文審査は、中間発表審査に合格した者が最終発表審査の後に受けることができます。（口頭試問を含む。）

【発表審査】

- ・演習Ⅲ履修年次の9月 中間発表審査
- ・演習Ⅲ履修年次の2月 最終発表審査（中間発表審査に合格していること）

- 1) 学生が中間発表審査申込後、審査委員（主査と副査2名）を研究科委員会で決定します。
- 2) 発表時間20分、質疑応答10分で行います。
- 3) 審査委員は、中間発表審査、最終発表審査の結果を検討し、個別項目評価について5段階（3を基準とする）で評価した後、総合評価を行います。
- 4) 審査委員立ち会いのもと審査を行い、個別項目評価を参考に総合評価を行います。
 - A. 個別項目評価
 - a) 新規性（新しい研究手法や知見であるか）
 - b) 有用性（社会、実証、応用などにおいて研究の有用性、効果、効率が示されているか）
 - c) 信頼性（理論や実験に誤りがなく、結果や考察の論理が正確で、得られた結論が妥当であるか）
 - d) 表現力（議論が理論的に展開され、明快かつ適切な表現で書かれているか）
 - B. 発表審査における総合評価
博士課程（前期）修了：（合・否）

【論文審査】

審査委員は、学生が1月中旬までに大学院事務室に提出した修士論文を、個別項目評価について5段階（3を基準とする）で評価した後、総合評価を行います。

- A. 個別項目評価
 - a) 新規性（新しい研究手法や知見であるか）
 - b) 有用性（社会、実証、応用などにおいて研究の有用性、効果、効率が示されているか）
 - c) 信頼性（理論や実験に誤りがなく、結果や考察の論理が正確で、得られた結論が妥当であるか）
 - d) 表現力（議論が理論的に展開され、明快かつ適切な表現で書かれているか）
- B. 論文審査における総合評価
博士課程（前期）修了：（合・否）

2. 特定課題研究報告書等の審査

- ①特定課題研究は、目的・方法・分担・プロセス・結果を明確かつ詳細に記した特定課題研究報告書等を提出しなければなりません。
- ②特定課題研究報告書等の評価は「修士論文審査基準」に準じて行います。
ただし、評価項目に以下の条項を付け加えます。

- a) 特定課題研究報告書等の成果の独自性
- b) 報告書の内容が的確な考案に基づいていること

3. 最終試験及び博士課程（前期）修了の合否判定

合否判定は、中間発表審査及び最終発表審査の個別評価項目の結果と、修士論文又は特定課題研究報告書等の評価及び審査委員から提出された審査報告書の結果を基に行います。

（6）修士論文又は特定課題研究報告書等の指導計画及び学位申請に関わる日程

内 容	日 程	備 考
1. 研究課題届提出	1 年次 5 月末	学生→大学院事務室
2. 学位論文等審査委員を研究科委員会で決定	2 年次 6 月	指導教員より大学院事務室へ報告 翌月研究科委員会に諮る
3. 中間発表審査	2 年次 9 月	学生→大学院事務室へ発表用のレジュメを提出
4. 修士論文又は特定課題研究報告書等題目届提出	2 年次 9 月末	学生→大学院事務室
5. 中間審査		審査委員会で審査
6. 中間審査の結果を報告	2 年次 10 月研究科 委員会	指導教員から報告 アブストラクトの提出
7. 修士論文又は特定課題研究報告書等審査	2 年次 1 月中旬	学生→大学院事務室へ修士論文又は特定課題研究報告書等を提出 ・修士論文又は特定課題研究報告書等 3 部 ・修士論文又は特定課題研究報告書要旨等 3 部 ※修士論文又は特定課題研究報告書等作成要領参照
8. 最終発表審査	2 年次 2 月上旬	学生→大学院事務室へ発表用レジュメを提出
9. 学位論文等審査及び最終試験の実施とその判定 審査報告書の提出	2 年次 2 月中旬	主査教員→大学院事務室
10. 学位論文等審査及び最終試験の結果報告 研究科修了及び修士学位授与の可否決定	2 年次 2 月研究科 委員会	研究科委員会で審議
11. 卒業式	2 年次 3 月 15 日	学長

※修士論文等を提出し、3 月に修了する場合の日程であり、指導上の都合により日程を変更することがあります。

※長期履修学生については、別に指示します。

（7）オンライン・サービスの利用

社会人学生(社会人入試を受験し、入学した学生)に限り、E-mail や web を始めとしたオンライン・サービスを活用した効果的な通信教育方法を取り入れて、単位取得を可能にします。

1. 受講申請

オンライン・サービスを利用した授業を希望する場合は、授業担当教員に許可を得た後、各学期の授業開始日の 1 週間前までに申請書を大学院事務室に提出してください。

2. 取得可能な科目

開講する講義科目、演習科目すべてオンライン・サービス利用は可能ですが、演習科目Ⅲについては必要に応じて対面にて研究指導を受けなければなりません。

3. 授業科目の履修方法

- ①オンライン・サービスを利用した履修方法については、授業開始前に授業担当教員と相談の上、決定します。
なお、遠隔授業については、同時双方型授業またはオンデマンド型授業で実施します。
- ②毎回の授業内容については、学生ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）や E-mail を使って、お知らせします。
- ③授業担当教員の指示のもと 1 科目複数回レポートを提出し、添削を受けなければなりません。
- ④受講者の成り代わり防止のため、抜き打ち的な口頭試問を実施することがあります。
やむを得ない場合を除き、指定された日時・場所・方法で口頭試問を受けてください。

4. 単位認定

オンライン・サービス利用受講生の単位認定は授業担当者が（A）（B）のいずれかを決定します。

（A）通常の単位認定試験（期末試験）の受験

（B）単位認定レポートの提出

※単位認定レポートは、原則、単位認定レポート題目を受信後 5 日以内（単位認定レポート提出期間）に返信しなければなりません。

ただし、同一の単位認定レポート提出期間内に重複して 3 科目以上の単位認定レポートを提出しなければならない場合は、学生と授業担当教員との協議により提出期限を変更することができます。

5. その他

各科目の授業形式は、原則、対面授業かオンライン・サービス利用のいずれかです。

なお、オンライン・サービス利用の受講を希望する学生が一人でもいる場合、その講義はオンライン・サービス利用形式で実施されます。

博士課程（後期）

（１）修了要件

博士課程（後期）を修了するには、下記①～④の条件を満たす必要があります。

- ① 3年以上在学すること。
- ② 研究指導教員の指導のもと、経済情報特別演習 12 単位を含む 16 単位以上修得すること。
- ③ 博士論文中間審査（2 年次 9 月）を受け合格すること。
- ④ 博士論文を提出（3 年次 9 月）し、博士論文審査・博士論文審査会（3 年次 2 月）及び最終試験に合格すること。

（２）授業科目の履修方法

1. 単位制

大学院の授業科目は、5 つの講義区分（講義・演習・実験・実習・実技）に分かれています。

単位数は大学院規則第 16 条に基づき、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して次の基準により単位を計算するものとします。

- ① 講義・・・・・・・・原則として 15 時間の授業をもって 1 単位とします。
 - ② 演習・・・・・・・・原則として 15 時間の授業をもって 1 単位とします。
 - ③ 実験・実習・実技・・原則として 45 時間の授業をもって 1 単位とします。
 - ④ 1 授業科目 2 つ以上の方法の併用により行う場合は、別に定める時間をもって 1 単位とします。
- ※経済情報研究科では『講義』と『演習』のみの科目で構成されています。

2. 授業科目の種類及び単位

特殊講義 4 単位、『経済情報特別演習』（研究指導を含む）12 単位の合計 16 単位を修得しなければなりません。

特殊講義は 4 科目のオムニバス方式講義と 13 科目の単独講義で編成されており、このうち 2 科目（2 単位×2 科目）を履修することになります。

3. 特殊講義

情報システムとモデル（オムニバス）	公共政策への理論的・実証的アプローチ（オムニバス）		
A I 開発と機械学習（オムニバス）	地域産業のグローバル化（オムニバス）		
国際経済	公共政策	計算数理	地域経済
高性能コンピューティング		言語処理コンピューティング	国際経営
ビジュアルコンピューティング		環境経済	地域金融
ミクロ経済学	マルチメディア通信	マーケティング	人工知能

4. 履修登録

オリエンテーション時に説明します。

（３）研究指導教員

1. 個人面談や研究計画書（概要）に基づき、4 月中旬までに研究指導教員（以下「指導教員」という。指導教員が担当する『経済情報特別演習』を履修する。）を決定し通知します。
2. 指導教員が指導上必要と認める場合は、経済情報研究科教員のうち 1 名を副指導教員とすることができます。

(4) 博士論文の提出及び評価

1. 提出期限

3年次の9月1日（休日の場合は翌日）。

○提出するための条件

- ①博士課程（後期）の修了要件（16単位以上修得）を満たす見込みの者。
- ②博士論文提出の6ヶ月前までに、研究指導教員の承認を得た博士論文作成計画書（題目を含む）を大学院事務室へ提出していること。

○論文作成・提出

- ①博士論文は本文120,000字、180頁以上を目安とし、原則、日本語で執筆する必要があります。外国語（英語）で執筆する場合は、日本語による訳文を添えるものとします。
- ②博士論文作成の様式は、別に指示します。
- ③博士論文は正本3部及び副本2部と論文要旨5部（200文字程度）、博士論文および論文要旨のPDFファイル1部を添えて、博士論文提出年度の6ヶ月前までに大学院事務室に提出しなければなりません。

2. 博士論文中間審査・博士論文審査・博士論文審査会・学位授与審査

博士課程（後期）を修了するためには、博士論文中間審査および博士論文審査で発表しなければなりません。

①博士論文中間審査（2年次9月）

博士論文中間審査の可否は、発表内容の学術的有意義性が十分な説得力をもって説明されたと認められるか否かの審査基準で判定されます。

合格した学生は、その後2年以内に論文を提出しなければなりません。

この期間内に論文を提出できなかった場合は改めて中間審査を受け、論文提出資格を再取得する必要があります。

②博士論文審査（3年次2月まで）及び博士論文審査会（3年次2月）

3年次の9月1日に提出された博士論文は、審査委員において6ヶ月かけて審査します。

博士論文を提出した者は、当該年度2月開催の博士論文審査で論文要旨を報告し、審査委員との討論や質疑応答など、博士（経済情報）学位授与の可否について審査を受けなければなりません。

③学位論文審査（3年次2月）

学位論文審査は、指導教員を含む3名以上の教員（学外審査委員を含めることができる）をもって構成されます。審査委員は、提出された博士論文と博士論文審査会での研究発表および質疑応答・討論の経過を慎重に吟味し、博士の学位に相当するか否かを判定し、その結果を公表します。

なお、学位論文審査を最終試験の一部とみなします。

合格の基準は、学位論文で提起された課題が十分に解決され、関連事項についても十分な学識が認められ、将来における展開が合理的に論じられていることにあります。

3. 博士（経済情報）の学位授与申請の手続き

学位授与の申請する場合は、2月開催の研究科委員会終了後に、以下①から⑦を大学院事務室に提出してください。

- ①学位審査手数料 50,000 円
- ②学位申請書 1 通（所定の様式）
- ③学位論文 3 部（製本済みのもの）
- ④学位論文要旨 3 部（参考論文がある場合は当該参考論文 3 部）
- ⑤履歴書 3 部

⑥学位論文および学位論文要旨の電子データ（PDF ファイル） 1 部

⑦岐阜聖徳学園大学リポジトリ申請書 1 通

※学位を授与したときは、大学院事務室が文部科学省へ学位申請を、図書館課が学位論文を岐阜聖徳学園大学リポジトリに掲載し公表します。

（５）博士課程（後期）修了基準

1. 博士課程（後期）修了基準

博士論文テーマの学術的有意義性が十分な説得力をもって説明されたと認められるか否かの審査基準で判定します。

2. 博士論文および発表の評価

博士論文および発表の評価は、研究や成果に加え、新規性、有用性、信頼性、表現力などに重点を置いて評価を行います。

博士論文の審査は、博士論文中間審査に合格した者が博士論文審査を受けることができる。

博士論文の審査は、提出された博士論文を 6 ヶ月かけて審査します。

3. 審査基準

【博士論文中間審査】

1) 大学院学生が博士論文中間審査の申込みした後、審査委員を研究科委員会で決定します。

※審査委員は指導教員を含む 3 名以上（学外審査委員を含めることができる）。

2) 審査委員は、博士論文中間審査の結果を検討し、個別項目評価について各 5 段階（3 を標準とする）で評価した後、総合評価を行います。

A. 個別項目評価

a) 新規性（新しい研究手法や知見であるか）

b) 有用性（社会、実証、応用などにおいて研究の有用性、効果、効率が示されているか）

c) 信頼性（理論や実験に誤りがなく、結果や考察の論理が正確で、得られた結論が妥当であるか）

d) 表現力（議論が理論的に展開され、明快かつ適切な表現で書かれているか）

B. 総合評価

博士論文中間審査（合・否）

【博士論文審査及び博士論文審査会】

博士論文中間審査に合格した学生は、博士論文審査及び博士論文審査会を受けることができます。博士論文審査及び博士論文審査会の合否は、発表テーマの学術的有意義性が十分な説得力をもって説明されたと認められるか否かの審査基準で判定します。

1) 博士論文審査会では、審査委員立ち会いのもと審査を行い、個別項目評価を参考に総合評価を行います。

A. 個別項目評価

a) 新規性（新しい研究手法や知見であるか）

b) 有用性（社会、実証、応用などにおいて研究の有用性、効果、効率が示されているか）

c) 信頼性（理論や実験に誤りがなく、結果や考察の論理が正確で、得られた結論が妥当であるか）

d) 表現力（議論が理論的に展開され、明快かつ適切な表現で書かれているか）

B. 総合評価

博士論文審査及び博士論文審査会（合・否）

【学位授与審査及び最終試験の可否判定】

可否判定は、博士論文中間発表審査及び博士論文審査及び博士論文審査会の個別評価項目の結果と、審査委員から提出された審査報告書の結果を基に行います。

(6) 博士論文の指導計画及び学位申請に関わる日程

内 容	日 程	備 考
1. 研究課題届提出	1 年次 6 月末	学生→大学院事務室
2. 学内審査委員を決定	2 年次 6 月	指導教員は中間発表の有無を研究科委員会へ報告 翌月研究科委員会で諮る
3. 中間発表審査	2 年次 9 月	学生→大学院事務室へ発表用のレジュメを提出
4. 中間審査		審査委員会で審査
5. 中間審査の結果を報告	2 年次 10 月研究科委員会	指導教員から報告 アブストラクトの提出
6. 博士論文計画書提出	3 年次論文提出の 6 ヶ月前ま でに提出 (2 年次 3 月 1 日)	学生→大学院事務室 論文計画書を提出 (様式自由)
7. 博士論文題目届提出	3 年次論文提出の 6 ヶ月前ま でに提出 (2 年次 3 月 1 日)	学生→大学院事務室
8. 博士論文審査委員を決定	2 月上旬	研究科委員会で決定 (3 名以上)
9. 博士論文提出	3 年次 9 月 1 日	学生→大学院事務室 ・ 博士論文 5 部 ・ 博士論文要旨 5 部
10. 博士論文審査	博士論文提出後 3 年次 2 月ま でに	審査委員会で審査
11. 博士論文審査会	3 年次 2 月上旬	学生→大学院事務室へ発表用のレジュメを提出
12. 学位論文等審査及び最終 試験の実施とその判定審 査報告書の提出	3 年次 2 月中旬	主査教員→大学院事務室
13. 学位論文審査及び最終試 験の結果報告 研究科修了及び博士学位 授与の可否決定	3 年次 2 月研究科委員会	研究科委員会で審議し審査結果を学長に報告
14. 学位申請書の提出	3 年次 2 月研究科委員会終了 後 (学位授与を申請する場合)	学生→大学院事務室 ・ 学位申請手数料 50,000 円 ・ 学位申請書 1 通 (所定の様式) ・ 学位論文 3 部 (製本済みのもの) ・ 学位論文要旨 3 部 (参考論文がある場合は当該参考論 文 3 部) ・ 履歴書 3 部 ・ 学位論文及び要旨の PDF ファイル ・ 岐阜聖徳学園大学リポジトリ申請書 1 通 ※大学院事務室は審査委員報告書と併せて研究課長名で 学長へ報告し、文科省へ学位申請する。 図書館課が学位論文を岐阜聖徳学園大学リポジトリ掲 載し公表する。
15. 卒業式	3 年次 3 月 15 日	学長

※博士論文を提出し、3 月に修了する場合の日程であり、指導上の都合により日程を変更することがあります。

※長期履修学生については、別に指示します。

(7) オンライン・サービスの利用

社会人学生(社会人入試を受験し、入学した学生)に限り、E-mail や web を始めとしたオンライン・サービスを活用した効果的な通信教育方法を取り入れて、単位取得を可能にします。

1. 受講申請

オンライン・サービスを利用した授業を希望する場合は、授業担当教員に許可を得た後、各学期の授業開始日の1週間前までに申請書を大学院事務室に提出してください。

2. 取得可能な科目・単位数

開講する講義科目、演習科目すべてオンライン・サービス利用は可能ですが、演習科目については必要に応じて対面にて研究指導を受けなければなりません。

3. 授業科目の履修方法

①オンライン・サービスを利用した履修方法については、授業開始前に授業担当教員と相談の上、決定します。

なお、遠隔授業については、同時双方型授業またはオンデマンド型授業で実施します。

②毎回の授業内容については、学生ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）や E-mail を使って、お知らせします。

③授業担当教員の指示のもと1科目複数回レポートを提出し、添削を受けなければなりません。

④受講者の成り代わり防止のため、抜き打ち的な口頭試問を実施することがあります。

やむを得ない場合を除き、指定された日時・場所・方法で口頭試問を受けてください。

4. 単位認定

オンライン・サービス利用受講生の単位認定は授業担当者が(A)(B)のいずれかを決定します。

(A) 通常の単位認定試験(期末試験)の受験

(B) 単位認定レポートの提出

※単位認定レポートは、原則、単位認定レポート題目を受信後5日以内(単位認定レポート提出期間)に返信しなければなりません。

ただし、同一の単位認定レポート提出期間内に重複して3科目以上の単位認定レポートを提出しなければならない場合は、学生と授業担当教員との協議により提出期限を変更することができます。

5. その他

各科目の授業形式は、原則、対面授業かオンライン・サービス利用のいずれかです。

なお、オンライン・サービス利用の受講を希望する学生が一人でもいる場合、その講義はオンライン・サービス利用形式で実施されます。